

## フロー図の解説

### ①工程表・工程図

当該申請に係る工事の工程表と工程図を提出してください。

工程表は全体工事に加え、申請区域内の擁壁工事(複数タイプある場合はタイプごと)や斜面地に盛土する箇所がある場合は、これらの工事についても明記してください。

工程図は申請時に作成した擁壁展開平面図や土地利用計画図に上記擁壁工事や斜面地への盛土箇所等について、実際の工程の順番が分かるよう番号を振ったものを提出してください。

### ②特定工程指定通知書

提出いただいた工程表・工程図を元に市で特定工程指定通知書を作成します。

法律の改正により原則として、特定工程に係る工事(※1)は全て、後述する中間検査等の手続きを経る必要がありますが、当該通知により特定工程を指定した場合、指定された箇所以外で既に同様の検査を受けているものは、中間検査等を受ける必要がなくなります(※2)。

このため、工程をあらかじめ決めておくことが、工期の短縮に繋がりますので、工程表・工程図の精査を行い、ご提出願います。

なお、全ての特定工程が中間検査対象である場合、特定工程指定通知書は発行しません。

※1 主に RC 擁壁の床付け・配筋や練積み擁壁の床付け・根入れ部分での石積み状況、段切り施工の 5 つが多いです。

※2 例:3 番宅地(最初に施工)、5 番宅地(2 番目に施工)、6 番宅地(3 番目に施工)の 3 か所に同構造の擁壁を設置する場合、3 番宅地で中間検査(床付け・配筋)を受け、合格証が交付された後であれば、5 番宅地、6 番宅地で別途中間検査等を受ける必要がなくなる

### ③工事着手

条例により定められておりますので、必ず工程表・工程図提出後に工事に着手してください。

### ④工事着手届(ホームページに様式あり)

工事に着手しましたら、速やかに届出をお願いします。

### ⑤特定工程完了

②特定工程指定通知書に記載されている特定工程に係る工事が終了しましたら、中間検査を受ける必要があります。工事が完了しましたら、まちなみ整備部開発審査課の検査担当または地区担当に連絡し、中間検査日を調整してください。検査日は原則として火曜日・金曜日のみです。当日が祝日の場合は前後の日付で調整し、検査を行います。

### ⑥中間検査申請書(ホームページに様式あり)

特定工程に係る工事完了日から 4 日以内かつ中間検査の 7 日前までに提出してください。

## ⑦特定工程完了後の工事禁止期間

特定工程完了後から中間検査の合格証発行までの間は特定工程後の工事(床付け検査で言うと砕石敷き均し・ステコン打設など)には着手できませんので注意してください。

なお、この期間であっても、特定工程ではない工事や既に特定工程の検査を受け、中間検査の合格証が発行されている工事については引き続き施工可能です。

OK 例:RC 擁壁床付け位置出し→中間検査→中間検査合格証発行→基礎砕石敷き均し、ステコン打設

OK 例:RC 擁壁配筋完了→中間検査→特定工程ではない造成工事等→中間検査合格証発行

NG 例:RC 擁壁床付け位置出し→中間検査→基礎砕石敷き均し、ステコン打設→中間検査合格証発行

## ⑧中間検査実施

原則として現地で中間検査を実施します。主な検査項目は別添「中間検査・完了検査における主な検査項目」を参照してください。

## ⑨中間検査合格証

中間検査の結果、施工に支障がなければ概ね 1～2 週間以内に中間検査の合格証を発行します。検査の結果、是正が必要であれば是正を確認してから合格証発行の手続きに移ります。

## ⑩特定工程後の工事開始

中間検査の合格証が発行されましたら、特定工程後の工事を開始してください。指定されている特定工程に関する中間検査が終了するまでの間は④～⑨を繰り返す流れとなります。指定されている特定工程がすべて完了し、かつ、許可申請に添付した図面通りの造成工事が終了しましたら、完了検査の手続きに入ります。

## ⑪完了届(ホームページに様式あり)

工事がすべて完了しましたら、中間検査同様、完了検査日の日程調整を行い、完了届(3部)を提出願います。提出の際には開発登録簿 2 部・擁壁等の写真・検査状況調書(八王子市宅地開発指導要綱の様式)を合わせて提出願います。

## ⑫・⑬完了検査

主な検査項目は別添「中間検査・完了検査における主な検査項目」を参照してください。

現地・写真の検査結果、施工に支障がなければ概ね 1～2 週間以内に完了検査の完了検査済証を発行します。検査の結果、是正が必要であれば是正を確認してから完了検査済証発行の手続きに移ります。

## ⑭完了公告

完了検査済証発行から概ね 1～2 週間程度で公告手続きが完了します。都市計画法第 37 条ただし書きによる承認を受けていない場合は、公告がなされるまで建築物の建築が制限されますのでご注意ください。

本解説はあくまで参考です。また、手続きにかかる時間は前後する可能性があります

ので、予めご了承ください。